



平成 29 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 大場 典彦
 (コード 7918、東証第一部)
 問い合わせ先 企画副本部長 関川周平
 電話番号 03-5155-6801

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 31 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の第 81 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 28 年 9 月 30 日付けで A 種優先株式の発行済全株式を消却したため、A 種優先株式に関して規定した条文を削除するものであります。

また、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、取締役社長が行うこととするので、企業組織における取締役会長と取締役社長それぞれの職務分掌を明確にするものであります。

なお、条文の削除に伴い、必要な条数の繰り上げを行っております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 80,000,000 株とする。 <u>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u> 普通株式 80,000,000 株 A 種優先株式 2,400 株	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は 80,000,000 株とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式の 1 単元の株式の数は 100 株とし、 <u>A 種優先株式の 1 単元の株式の数は 1 株とする。</u>	(単元株式数) 第 8 条 当社の 1 単元の株式の数は 100 株とする。
第 2 章の 2 A 種優先株式 <u>(議決権)</u> 第 11 条の 2 A 種優先株式を有する株主 (以下「A 種優先株主」という。) は、株主総会において議決権を有しない。 <u>(譲渡制限)</u> 第 11 条の 3 譲渡による A 種優先株式の取得については、 <u>当会社取締役会の承認を要する。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(優先配当金)</p> <p>第11条の4 当社は、事業年度の末日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株主又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき50,000円（ただし、平成24年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは25,000円とする。以下「A種優先配当金」という。）を支払う。</p> <p>(累積条項)</p> <p>② ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「A種優先累積未払配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>③ A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに掲げる剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに掲げる剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の5 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、1,000,000円及びA種優先累積未払配当金相当額の合計額を支払う。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>② A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(償還請求権)</p> <p>第11条の6 A種優先株主は、平成26年9月30日以降、毎年10月1日（ただし、10月1日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「償還請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、各A種優先株主が償還請求をしたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(1) 取得株式数の上限 A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式800株を上限として、償還請求をすることができる。ただし、ある償還請求日において当会社が取得したA種優先株式の数が、かかる上限の数に達しないときは、その不足分は次回以降の償還請求日に累積する。</p> <p>(2) 任意償還価額 任意償還価額は、A種優先株式1株につき、1,000,000円及びA種優先累積未払配当金相当額の合計額とする。</p> <p>(償還条項) 第11条の7 当社は、平成26年9月30日以降いつでも、当会社取締役会が別に定める日が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、A種優先株式1株につき1,000,000円及びA種優先未払累積配当金相当額の合計額の金銭をA種優先株主に交付するものとする。なお、複数のA種優先株主からA種優先株式の一部を取得する場合は、按分比例の方法により決定する。</p> <p>(株式の分割又は併合等) 第11条の8 当社は、A種優先株式について、株式の分割又は株式の併合は行わない。 ② 当社は、A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役会の決議によって取締役会長又は取締役社長が招集し議長となる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長) 第15条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(種類株主総会) 第18条 第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 ② 第13条第1項、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ③ 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第19条～第21条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第20条 (条文の内容は現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議長) 第22条 取締役会の議長は取締役会の決議によって取締役会長又は取締役社長がこれに当たる。取締役会長及び取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の議長) 第21条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役がこれに代わる。</p>

現行定款	変更案
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (条文の内容は現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長又は取締役社長が招集する。ただし、取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。 ② 前項の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい他の取締役が招集する。 ② 前項の招集は、各取締役及び各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>第25条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第44条 (条文の内容は現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日及び効力発生日 平成29年6月29日(木曜日)(予定)

以上